

平成30年3月3日  
競技委員長 家子利幸

## 平成30年度以降の愛知県協会主催競技会の荒天時対応について

開催の有無については、競技会の主催者・競技委員長・審判委員長で協議し、最終的には主催者が判断する。決定後は速やかに会場内外に周知する。

### 1 開催の有無

原則通常どおり実施する。ただし、競技会場を避難場所として使用する場合や試合運営に安全が確保できない場合は競技会を中止する。

### 2 競技会中止時の推薦順位の決定及び翌年のシード順

開催中止または途中で中止した場合など、最終的な順位が決定されていない場合は、組み合わせのシード順またはその時点でのブロック最上位チームを推薦する。また、その結果を次年度のシード順とする。

### 3 観客等への周知

事前には県協会HP及びSNS、MRS等を活用して、チーム・競技会役員・一般に周知するよう努める。競技会開催中に警報等が発令した場合には、観客に対して周知し、速やかな退館を促す。

### 4 高校生以下が参加する場合

連盟代表者と協議するが、基本的には学校の定めた規定に準じて行動させる。

### 5 参加料

1試合でも完了している場合にはチームに返還しないが、試合を行っていない場合と試合途中で中止した場合は全額返還する。

### 6 その他

各連盟主催（主管）競技会はそれぞれの規定または競技会責任者の判断で実施するか否かを判断する。

以上